

日本における専門医制度の方向性  
～新たな専門医制度のあり方～  
日本矯正歯科協会の取り組み

JIO 会長 深町博臣

【歯科矯正医療の特徴】

歯科矯正医療は、咀嚼機能、美、予防に関わる医療であるため、基本的に自費治療となっており、全顎的な治療の場合、治療期間が平均的に4年以上必要となる。例えば混合歯列期の症例では、管理期間が10年程度になることも稀ではない。従って、歯科矯正医療は6年間の歯学教育修了後に卒後専門教育が必須の領域である。また、歯並びの変化に伴い、噛み合わせが変化するため、全身的な症状を惹起する事も有るため、専門的な知識、技術、経験が必須な医療領域である。

【歯科矯正医療の現状】

平成16年厚労省実態調査から推測して、現在の歯科医師総数は約95000名、その内約3000名(約3%)が「主として矯正治療に従事する歯科医師」と答えている。一方「矯正治療に従事する」と答えた歯科医師数は、全体の約21%(約2万人)に及ぶ。この数字が、現在の歯科矯正医療の混乱を如実に物語っている。

【矯正臨床現場における混乱の理由】

主に以下の3つの理由が考えられる。

1) 自由標榜制度：1978年 歯科標榜科名に矯正歯科が追加された。

2) 認定医制度：1989年より日本矯正歯科学会が施行、運営。

認定要件：5年の研修期間、論文が必須。

研修機関：歯科矯正学講座を持つ全大学。卒後研修制度は各大学に一任。

2002年まで技能評価は行わず、現認定医数は約2100名。

3) 卒後研修制度

現在、卒後研修制度を評価する機構は無いが、これまでに歯科矯正分野における卒後専門研修の実態調査報告があり、全国の大学における専門医卒後教育のためのガイドライン作成は急務との意見がある。

【欧米の卒後研修制度】

1) Erasmus program

欧州には共通の卒後研修プログラムとして、Erasmus programがある。フランス、スペイン、イギリス、ベルギー等欧州諸国が参加している。下記に一部要項を記す。

- ・75%は共通のカリキュラム、25%は選択制
- ・最低50症例の患者治療を開始する事
- ・常に矯正専門医の指導の基に治療を行う事
- ・終了時に10症例の技能評価を受ける
- ・技能評価時に外部評価者を1名以上招聘する。

## 2) 米国の制度

<米国の専門医制度の特徴>

歯科医師会の中に、卒後教育認定協議会があり、研修機関を認定している。

各年度の研修医定員を策定することで専門医数を制限し、臨床経験数を確保することで質の担保を行うという手法をとっている。

<基本領域 Primary Board>

基本領域における専門医資格の重複取得は不可。医科では 24、歯科では 9 ( Orthodontics, Pediatric Dentistry, Endodontics, Periodontics, Prosthodontics, Dental Public Health, Oral and Maxillofacial Surgery, Radiology, Pathology) の基本領域が定められている。

従って、歯科矯正専門医で小児歯科専門医は存在しない。

### 【日本の歯科における専門医制度の現状】

日本の歯科においては、厚生労働省の管轄のもと、歯科医師会、歯科医学会、認定医専門医制協議会が専門医制度に関与している。

2005 年 2 月 14 日、日本歯科医学会認定医専門医制協議会により策定された「専門医制度のグランドデザイン」によると、

- ・専門領域外の診療も可能
- ・複数の専門医資格の取得が可能

との条項になっており、欧米の現状との乖離が著しい。

### 【日本矯正歯科協会の認定事業の特徴】

当会は、「プロフェッショナルオートノミーの精神に基づいて、臨床医自らがまず己を律する事で、その姿勢を社会から評価していただくことから始めよう」との活動理念のもと、日本歯科矯正専門医認定機構 (JBO) を設立し、矯正臨床医の認定事業を開始した。外科系の認定事業には、技能評価が必須と考え、下記のような特徴を持つ JBO 認定システムを確立した。

1. 最初の審査委員を JIO 会員総会にて選任  
選任要件：1000 例以上の臨床経験 or 30 年以上の専門教育歴
2. 100 症例中 5 症例の技能評価、または未治療 10 症例の技能評価
3. 第三者委員の招聘：一般歯科医師 (歯科医師会役員、補綴学講座大学教授等)、  
医療消費者代表 (Medical social worker 等) を招聘
4. 裁定委員会、異議審査委員会の設立

### 【専門医制度の課題】

技能評価が確立できた現状において、卒後専門研修制度の確立は急務である。

卒後専門研修を行う機関を認定するシステムの確立を行い、標榜との整合性を図る必要がある。